

健康やまがた安心プランの中間見直しについて

資料 No.3

1. 健康やまがた安心プランの概要

(1) 計画の位置づけについて

- ・健康増進法に基づく都道府県健康増進計画
- ・がん対策基本法に基づく都道府県がん対策推進計画
- ・歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

(2) 計画期間について 平成25年度～34年度（平成29年度に中間見直しを行う。）

(3) プランの中間見直しについて

これまでの施策や目標の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、今後重点的に取り組む課題を検討し見直しを行う。

2. 健康やまがた安心プランの中間評価

【目標の進捗状況】（主なもの）

- [改善の進んでいるもの]
 - ・運動習慣者の割合の増加
 - ・高齢者の社会参加の向上
 - ・特定健診・特定保健指導の実施率向上
 - ・がん検診受診率の向上、がんによる死亡者の減少
 - ・乳幼児・学齢期のむし歯のない者の増加
 - ・過去1年間に歯科健診を受診した者の増加
- [改善の進んでいないもの]
 - ・適切な量と質の食事をとる者の増加
 - ・生活習慣病リスクを高める飲酒量者の割合や喫煙率の減少
 - ・糖尿病による合併症の減少

【中間評価】

- 目標の進捗状況を見ると、全体的には県民の生活習慣改善意識は向上しているが、県民の健康づくりの取組みを推進するには、個人及び社会全体の健康づくりに対する意識をさらに高めていく必要がある。
- 目標の進捗状況の結果を踏まえつつ、プラン策定後の政府や本県の新たな動きに対応し、平成34年度の目標達成に向け取組みを加速させる必要がある。

3. プラン制定後の新たな動き

- 〈健康増進〉
 - ・医療保険者の「データヘルス計画」による効率的な保健事業の推進
 - ・従業員の健康管理を戦略的に実践する「健康経営」※1の推進

※1健康経営 経営者が従業員の健康管理を経営的視点から考え戦略的に実践すること。

 - ・「山形県糖尿病等重症化予防プログラム」制定（H28.12）

〈がん対策〉
 - ・政府の「第3期がん対策推進基本計画」策定（H29.10）
 - ・「山形県誰もががんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例」制定（H28.12）

〈歯科口腔保健対策〉
 - ・「やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例」制定（H25.10）

4. 今後重点的に取り組む方向性

- 方向性1 県民の主体的な生活習慣の改善と、健（検）診受診による早期発見・早期治療を健康づくりの基本的な取組みとして定着を図る。
- 方向性2 県民に対する情報提供を充実し、正しい知識に基づいた効果的な健康づくりを推進する。
- 方向性3 一日の大半を職場で過ごし、健康づくりに関心があつても取組みが進まないと考えられる働き盛り世代に対し、事業主や医療保険者と連携して、職場環境の整備や本人への意識付けを推進する。
- 方向性4 県民や行政、健康づくり関係者等の役割等を明確にし、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境整備の促進を図る。

5. 中間見直し後のプランの概要

【総論】

- 1 理念 「健康長寿県やまがた」の実現
- 2 全体目標：健康寿命を延ばす
- 3 取組方針
 - ① 県民主体の取組みの推進
 - 若い頃から自らの健康を意識し、健康づくりに主体的に取り組む視点を追加
 - ② 健康づくりを支援する環境整備の推進
- ◆ 上記①②の方針のもと、「4. 今後重点的に取り組む方向性」に重点を置き推進

- 4 健康づくりに係する者の役割
県、市町村、事業者、医療機関、検診機関、学校、保健医療関係団体、医療保険者、ボランティア団体、産業界、大学、マスメディア等は連携協力して、県民の健康づくりを支援する環境整備を推進

【健康増進】

1 基本的な方向

『全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに安心して生活できる活力ある社会の実現』

2 分野別施策

- I 生活習慣及び社会環境の改善
 - (1)栄養・食生活
 - (2)身体活動・運動
 - (3)休養・こころの健康
 - (4)飲酒
 - (5)喫煙

II 生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底
 - (1)がん
 - (2)循環器疾患
 - (3)糖尿病
 - (4)慢性閉塞性肺疾患
 - (5)歯・口腔の健康
 - (6)高齢者の健康

3 重点的に行う取組み

- 本県の豊かな食材を活用し、栄養バランスの取れた食事が選択できる環境の整備
 - 減塩対策のさらなる推進
 - 働き盛り世代の健康づくりを進めるため、事業者が従業員の健康づくりに戦略的に取り組む「健康経営」の推進
 - 若い頃からがん予防に対する関心を高めるため、若者に対する正しい知識やがん予防の普及啓発
 - ゲノム医療※2や、AYA世代のがん※3治療に関する情報を収集、提供し、患者等に対する支援の充実
- ※2 ゲノム医療 患者の遺伝情報を網羅的に調べ患者の体质や病状に適した医療を提供すること
- ※3 AYA世代のがん AYA世代は15歳から40歳未満の思春期、若年成人をいう。就学、就労等の状況等が異なり、ニーズが多様である等の理由から、個々の患者の状況に応じた情報提供、支援体制等の整備が求められている。

【がん対策】

1 基本的な方向

『がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す』

2 分野別施策

- (1)がんの予防の推進
- (2)がんの早期発見の推進
- (3)がん医療の推進
- (4)がんに関する相談支援と情報提供の充実
- (5)がん登録の推進
- (6)がんの教育・普及啓発及び研究の推進
- (7)ライフステージに応じたがん対策の充実

3 重点的に行う取組み

- がん検診受診率向上等に向け、「がん対策県民運動」の推進（がん検診推進強化月間：10月）
- 若い頃からがん予防に対する関心を高めるため、若者に対する正しい知識やがん予防の普及啓発
- ゲノム医療※2や、AYA世代のがん※3治療に関する情報を収集、提供し、患者等に対する支援の充実

※2 ゲノム医療 患者の遺伝情報を網羅的に調べ患者の体质や病状に適した医療を提供すること

※3 AYA世代のがん AYA世代は15歳から40歳未満の思春期、若年成人をいう。就学、就労等の状況等が異なり、ニーズが多様である等の理由から、個々の患者の状況に応じた情報提供、支援体制等の整備が求められている。

【歯科口腔保健対策】

1 基本的な方向

『生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上等により、全ての県民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会の実現』

2 分野別施策

- (1)ライフステージに応じた施策
- (2)サポートを必要とする人への施策
- (3)社会環境の整備に向けた施策

3 重点的に行う取組み

- 口腔保健支援センター※4を設置し、県民の歯科口腔保健対策の充実
- 在宅歯科医療体制の充実及び連携の推進
- 要介護者の口腔衛生の維持向上の強化

※4 口腔保健支援センター 歯科口腔保健推進法に基づき設置する機関。主に以下の事業を行う。
(1)知識等の普及啓発
(2)定期的に歯科健診を受けること等の勧奨等
(3)障がい者等が定期的に歯科健診を受けること等のための施策等
(4)歯科疾患の予防のための措置等
(5)調査研究

【推進体制等】

「山形県健康長寿推進協議会」において毎年度プランの進捗管理をし、平成34年度の目標達成に向けた取組みを進める。

